

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律要綱

第一 趣旨

(第一条関係)

この法律は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、電波法の特例を定めるものとする。

第二 特定周波数変更対策業務に係る周波数の使用の期限の特例に関する事項

(第二条関係)

一 総務大臣は、岩手県、宮城県又は福島県における特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、東日本大震災により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となつている状況及び当該状況の改善に必要なと見込まれる期間を勘案し、平成二十四年七月二十四日を限度として延長することができることとする。

二 一により使用の期限を延長された周波数を使用する無線局について、免許の有効期間を当該延長された期限までの期間とすることとする。

第三 電波利用料の特例に関する事項

(第三条及び第四条関係)

一 第二の二により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、当該延長された無線局の免許の有効

期間について電波利用料を国に納めることを要しないこととする。

二 第二の二により免許の有効期間を延長された無線局について、当該延長された期間の運用に要する費用の助成を電波利用料の使途に加えることとする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)